

[事案 27-194] 特別配当金支払請求

・平成 28 年 3 月 16 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換時、募集人から、配当金とは別に 150 万円から 200 万円が支払われると説明されたことなどを理由に、上記金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 61 年 4 月に終身保険に契約転換したが、当時、募集人から、配当金とは別に 150 万円から 200 万円が支払われると説明されたため、上記金額を支払ってほしい。

なお、契約時、パンフレットもなかったが、口頭だけでも契約は成立しているはずである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 申立人の主張を裏付ける客観的資料はない。

(2) パンフレットおよび設計書には申立人が主張する金額の支払いについて記載がなく、募集人が申立人の主張する内容の説明をしたとは考え難い。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約転換時の状況を把握するため、事情聴取を行った。なお、募集人は既に逝去していた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張する内容の契約が成立したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。